

# 物件明細書

物件番号	1
------	---

参加資格等級	/
--------	---

【ヘリコプターによる薬剤散布作業】

## 1. 作業内訳

森林事務所	作業種	市町村名	国有林名	林小班	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	履行期間		作業条件		標識設置 (箇所数)	警備 (人)	散布数量 (kg)	使用材料(契約者購入)	
								開始	期限	通勤形態	人員輸送距離(km)				品名	数量(kg)
谷山	特別防除	南さつま市	網揚	80は外	75.70	51.65	24.05	契約締結日の翌日から	R8.6.30	-	-	-	-	721.5		
郡山	"	日置市	吹上	68り外	414.62	114.55	300.07	"	"	-	-	-	-	9002.1		
"	"	南さつま市	塩屋堀湯	75い外	546.94	188.84	358.10	"	"	-	-	-	-	10743.0		
計					1037.26	355.04	682.22							20,466.6		
合計					1037.26	355.04	682.22							20466.6		

- 【留意事項】
1. 林令は植栽年度を1年とした累積年である。
  2. 傾斜区分は、31度以上:急、21~30度:中、20度以下:緩である。
  3. 植生等の条件は、作業地における植生等の難易度を示すものである。
  4. つる本数、伐倒本数は標準地調査による目安本数である。
  5. 作業着手は事業計画書の承認が必要である。

## 2. 作業箇所位置図

別添のとおり



## 松くい虫防除事業請負契約書

- 1 事業名 松くい虫防除事業(特別防除)請負
- 2 使用機械 中型ヘリコプター AS350B
- 3 基地 鹿児島県日置市吹上町 吹上浜公園ヘリポート  
鹿児島県南さつま市金峰町 高橋ヘリポート
- 4 履行場所 鹿児島県日置市 吹上国有林68り林小班外
- 5 作業量及び期間  
(1) 散布面積 682.22ha  
(2) 散布総量 20,466.6リットル  
(3) 作業期間 自 令和〇年〇〇月〇〇日(契約締結日の翌日)  
至 令和8年 6月30日  
(うち、鹿児島森林管理署長が指定する期日)  
※ただし雨天等の場合は変更有り
- 6 作業仕様 別冊、作業内訳書のとおり
- 7 請負金額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇,〇〇〇円也)
- 8 選択条項  
別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(選択されるものは〇印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	分の 以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

9 特約事項

- (1) 請負者は、発注者が作業実行監督員又は、発注者が特に指定したものを搭乗させる必要があると認めて請負者に書面によりその旨を通知したときはこれに応じなければならない。
- (2) 発注者又は発注者の職員が、運行中に受けた生命又は財産上の損害については、請負者はその損害の程度に応じて、これに相当する金額をもって賠償するものとし、賠償額は発注者及び請負者が協議して定めるものとする。
- (3) 天災その他やむを得ない事由により公共用のため航空機を他に転用しなければならない事情が発生したときは、発注者、請負者協議のうえ発注者は事業実行上支障がないと認めたときは、必要最小限度の期間に限り転用を承認するものとする。  
ア 発注者は前項の承認した場合において転用による不就航期間に相当する期間について作業期間を延長することができる。
- (4) 飛行に必要な運航上の諸準備及び航空法上必要とする諸手続は、すべて請負者が行うものとする。

上記請負事業につき、別冊事業実施計画及び図面に基づき発注者 分任支出負担行為担当官 鹿兒島森林管理署長 香月 英伸と請負者 ○○○○○○ ○○○○は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 鹿兒島県鹿兒島市浜町12-1  
分任支出負担行為担当官  
鹿兒島森林管理署長 香月 英伸

請負者 住所 ○○県○○○○  
○○○○○○○○  
代表取締役 ○○ ○○

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 ○○共同事業体

代表者 住所 ○○○○○○○○  
○○県○○○○  
代表取締役 ○○ ○○

住所 ○○○○○○○○  
○○県○○○○  
代表取締役 ○○ ○○

住所 ○○○○○○○○  
○○県○○○○  
代表取締役 ○○ ○○



令和8年度 松くい虫防除事業(特別防除)実施計画書(案)  
(ヘリコプターによる薬剤散布作業)

基地	散布面積	薬剤名等	散布予定日			備考
			5月19日	5月20日	5月21日	
吹上浜公園	236.11	ネオニコチノイド系 薬剤				原体量ha● $\frac{1}{10}$
		希釈倍液数量				● $\frac{1}{10}$ /ha散布
高橋潟(北)	252.83	ネオニコチノイド系 薬剤				原体量ha● $\frac{1}{10}$
		希釈倍液数量				● $\frac{1}{10}$ /ha散布
高橋潟(南)	193.28	ネオニコチノイド系 薬剤				原体量ha● $\frac{1}{10}$
		希釈倍液数量				● $\frac{1}{10}$ /ha散布
計	682.22	ネオニコチノイド系 薬剤				散布面積及び希釈倍数 に基づいた数量
		希釈倍液数量				

## 松くい虫防除（特別防除）作業仕様書

1. 作業実施に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。  
ただし、気象条件に対する飛行条件については、関係者等と協議して決定すること。
2. 本作業仕様書及び図面に対し質疑があるときは、監督職員の指示によること。
3. ヘリポートの設営は、ヘリの離着陸に必要な条件をみたすように飛行開始までに発注者において実施する。
4. 発注者は、ヘリポートの設営状況において請負者に連絡し、請負者は必要があれば担当者を派遣し、その可否について調査する。
5. 発注者は、ヘリポート警備について、請負者に協力する。
6. 吹き流し等の標識、離着陸に必要な準備は、請負者において行うこと。
7. 航空機の運航、整備及びそれに付随する作業員の管理については、関係諸法令等の定めるところに従うこと。
8. 散布区域の周囲及び架線等の障害物には、旗等の標識があるので技術担当者、現場代理人等は、この標識と図面及び案内飛行により確認すること。
9. 飛行に対する気象情報は、双方が利用できるように双方協力するものとする。
10. 飛行中止の作業条件は、以下のとおりとする。
  - (1) 風速は、地上1.5mの位置における風速が液剤散布にあつては5m/秒、微量散布及び液剤少量散布にあつては3m/秒を超えるときは散布を行わないものとする。
  - (2) 上昇気流が強い場合には薬剤の空中への蒸散、散布区域以外への飛散、飛行の危険等が予想されるので散布は行わないものとする。
  - (3) 降雨中、降雨直後及び散布後まもなく雨が予想されるときは散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧の時は散布区域の誤認等による危被害発生の恐れがあるので散布は行わないものとする。
11. 飛行記録は請負者においてその都度記録し、散布終了後発注者に提出すること。
12. 散布飛行速度は、平均時速70kmとする。
13. 散布飛行高度は、樹高から10m～15mの間とする。
14. 有効散布幅は27mとする。

15. 積載量は、400～450リットルとする。
16. 散布薬剤の種類、数量、希釈倍数、散布回数等は、別紙「事業実施計画書」のとおりとする。
17. 薬剤の散布に当たっては以下に留意すること。
  - (1) 散布日時は、空中散布実施計画に基づき実施することとするが、事前に必要事項等について関係者を含めた十分な打ち合わせを行うこと。
  - (2) 散布は、晴天又は曇天の日を選んで実施すること。  
ただし、本仕様書の10の作業条件の場合は中止すること。
  - (3) 散布装置は、農林水産航空協会の定期整備検査に合格したもので、必ず使用年度の定期検査証を貼付したものを使用すること。
  - (4) 散布は、林縁まで均等にまきむらのないように散布すること。
  - (5) 風向に注意して散布区域外に薬剤が漂流飛散しないよう努めること。
18. 散布による危被害等が発生した場合、または、恐れがあると考えられた場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
19. ヘリの離着陸に伴い、砂ぼこり等がたつ恐れがある場合は、あらかじめ散水等により、ほこりを防ぐ措置をとること。
20. 航空燃料は、ヘリの発着位置から25m以上離して、火気厳禁とすること。
21. 機体の洗浄は、洗浄水等が河川等に流入しない場所で行うこと。
22. 作業実施のための諸施設及び労務者の管理等については、労働関係法令を遵守すること。
23. 作業地の火災防止に万全の措置を行い、不注意により失火しないよう注意すること。
24. 作業が終了したときは、監督職員の指示に従い、作業現場の片づけを行うこと。
25. 仕様書等に明記しない作業で、本作業の実施に必要な諸作業は、請負者の負担において行うこと。
26. その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

### 記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。

## 特記仕様書

### 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast} \quad \ast \text{補正係数は 1.2 とする。}$$

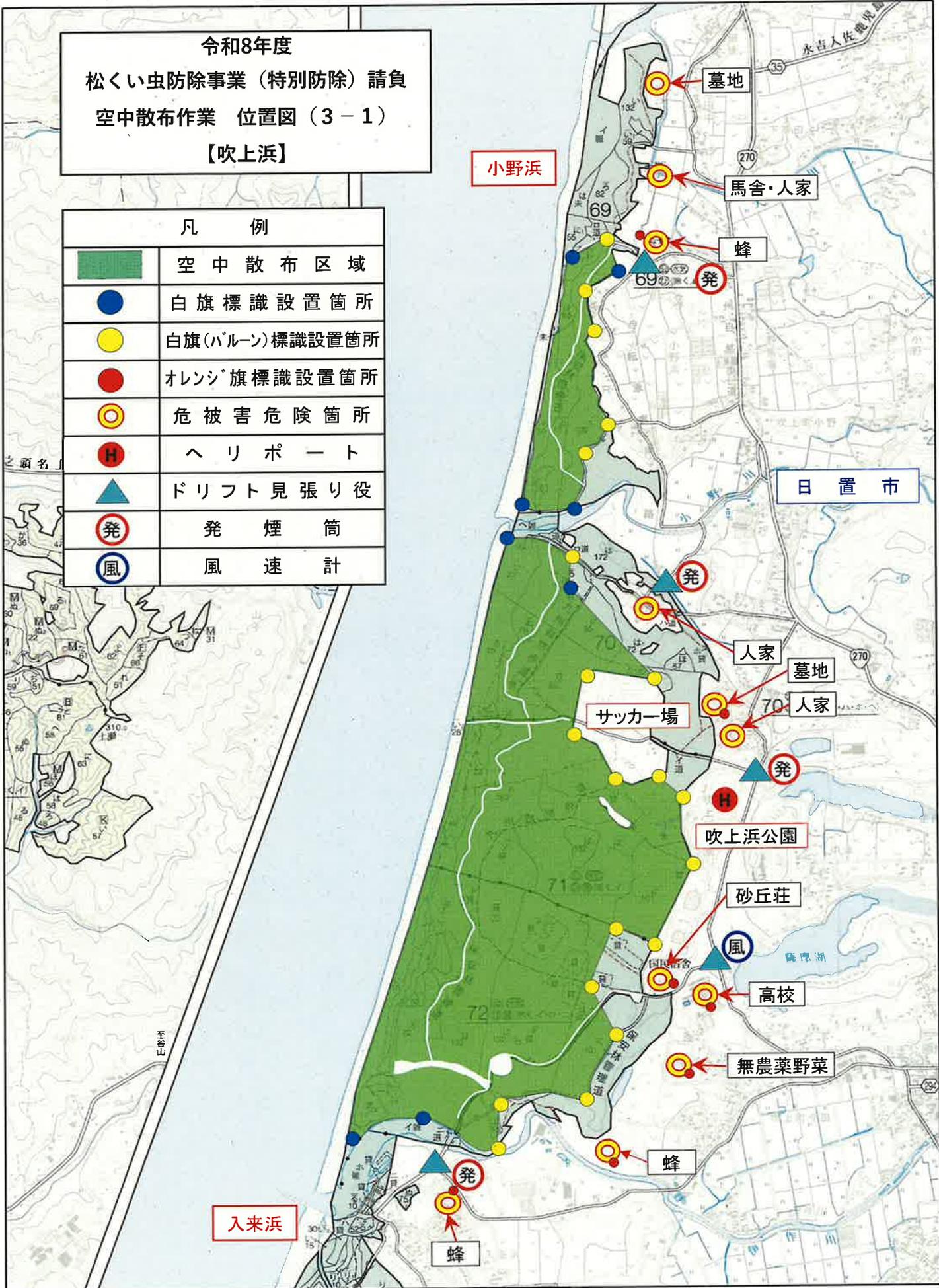
令和8年度  
 松くい虫防除事業（特別防除）請負  
 空中散布作業 位置図（3-1）  
 【吹上浜】

凡 例	
	空中散布区域
	白旗標識設置箇所
	白旗(バルーン)標識設置箇所
	オレンジ旗標識設置箇所
	危被害危険箇所
	ヘリポート
	ドリフト見張り役
	発煙筒
	風速計

小野浜

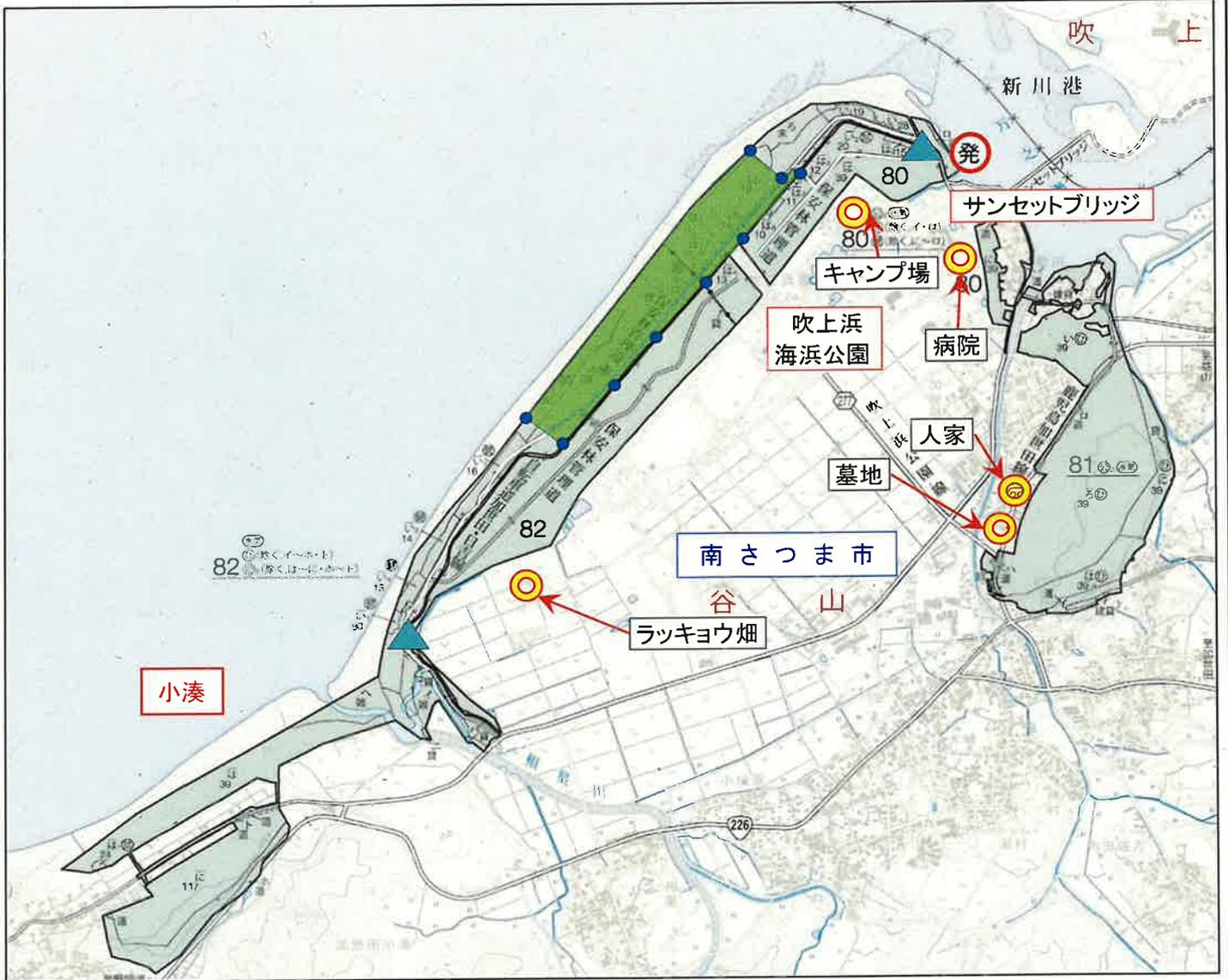
日置市

入来浜





令和8年度  
 松くい虫防除事業（特別防除）請負  
 空中散布作業 位置図（3-3）  
 【吹上浜・加世田】



凡 例	
	空 中 散 布 区 域
	白 旗 標 識 設 置 箇 所
	オ レ ン シ 旗 標 識 設 置 箇 所
	危 被 害 危 険 箇 所
	ヘ リ ポ ー ト
	ド リ フ ト 見 張 り 役
	発 煙 筒
	風 速 計

## 物件仕様書（1号物件）

- 1 作業名 松くい虫防除事業（特別防除）請負  
ヘリコプターによる薬剤散布作業
- 2 使用機種 中型ヘリコプター 1機 （吹上浜地区）
- 3 散布装置 農林水産航空協会の定期整備検査に合格したもので、必ず使用年度の検査証を添付してあるもの。
- 4 作業箇所等 鹿児島県南さつま市 吹上浜国有林687林小班外  
（別添、図面参照）  
ヘリポート基地については、吹上浜公園・高橋
- 5 散布面積 682.22ha（吹上浜地区）
- 6 散布薬剤名 ネオニコチノイド系薬剤
- 7 散布総量 20,466.6リットル（吹上浜地区）
- 8 散布期日 契約締結の翌日より令和8年6月30日までのうち、  
鹿児島森林管理署長が指定する期日  
（ただし、雨天等の場合は、変更有り）
- 9 その他 「松くい虫防除（特別防除）作業仕様書」のとおり  
散布当日、天候不良が予想される場合でも前日よりヘリを待機させておくこと。